（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容の一部改正）

第二条　建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和四十七年建設省告示第三百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容
（略）	（略）
とび・土工・コンクリート工事	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ～ホ　（略）
（略）	（略）
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事
（略）	

改正前

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。

建設工事の種類	建設工事の内容
（略）	（略）
とび・土工・コンクリート工事	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ～ホ　（略）
（略）	（略）
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
（略）	

（建築施工管理について種別を定める等の件の一部改正）

第三条　建築施工管理について種別を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する実地試験の科目は同表の実地試験科目の欄に掲げる実地試験の科目とする。

種別	実地試験科目
建築	施工管理法
躯体	躯体施工管理法
仕上げ	仕上施工管理法

改正前

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する学科試験及び実地試験の科目は同表の学科試験科目及び実地試験科目の欄に掲げる学科試験及び実地試験の科目とする。

種別	学科試験科目	実地試験科目
建築	建築学等 施工管理法 法規	施工管理法
躯体	建築学等 躯体施工管理法 法規	躯体施工管理法
仕上げ	建築学等 仕上施工管理法 法規	仕上施工管理法